宇土市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和８年１１月２日

宇土市長　光　井　正　吾

宇土市規則第６５号

宇土市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宇土市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和４９年規則第１５号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第１条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の１条を加える。

（令和８年熊本地震による借入れの申込みに関する特例）

第２条　令和８年熊本地震により被害を受けた場合における災害援護資金借入申込書の提出については、第６条第３項の規定にかかわらず、令和９年１月２９日までとする。

附　則

この規則は、令和８年１１月２日から施行する。